

生物多様性はままつ戦略 2024 の策定について（素案）

1 趣旨・目的

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて市民・事業者・市が連携して取り組む行動計画である「生物多様性はままつ戦略 2018」の計画期間が終了したため、新たな地域戦略として「生物多様性はままつ戦略 2024」（以下、「戦略」という。）を策定する。

2 戦略策定にあたっての考え方

- ・自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」という新しい考え方を取り入れる。
- ・「生物多様性国家戦略 2023-2030」に掲げられた 2030（令和 12）年までに国土の陸域と海域の 30%以上を保護地域として健全な生態系を保全するという「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」に本市としても貢献する。

3 戦略（素案）の概要

- ・目指す将来像として「海から山まで 多様な生物と人々の暮らしが共存する都市～はままつから“ネイチャーポジティブ”へ～」を掲げる。
- ・3つの基本方針を掲げ、それぞれに位置付ける施策・事業を実施していく。
 - 基本方針 1 多様な生物のすみかの保全と回復
 - 基本方針 2 生物多様性を守るしくみづくり
 - 基本方針 3 生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくり
- ・生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるため、4つの重点プロジェクトを推進する。
 - プロジェクト 1 保護地域・自然共生サイトの拡大
 - プロジェクト 2 特定外来生物の防除
 - プロジェクト 3 パートナーシップ活動の拡大
 - プロジェクト 4 はままつ生物多様性人づくり
- ・成果指標と確認指標により本市の生物多様性の状況を確認する。成果指標の目標年度は 2033（令和 15）年度とし、2028（令和 10）年度に中間の見直しを実施する。

4 今後のスケジュール

- ・令和 5 年 11 月 15 日 素案の公表及び意見募集（12 月 14 日まで）
- ・令和 6 年 2 月 意見の内容及び市の考え方の公表
- ・令和 6 年 4 月 戦略の策定

生物多様性はままつ戦略2024(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「生物多様性はままつ戦略2024」とは

浜松の様々な生き物と自然環境を守り、その恵みを未来につなげていくために、市民、市民活動団体、事業者、市が連携して取り組んでいく行動計画です。

生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として位置付けています。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和5年11月15日（水）～令和5年12月14日（木）

3. 案の公表先

環境政策課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	環境政策課(市役所鴨江分庁舎4階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10 環境政策課あて
③電子メール	kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3606-4345 (環境政策課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和6年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

環境部環境政策課（TEL 053-453-6149）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●参考資料：「生物多様性はままつ戦略 2024」（案）の主な用語の解説

●生物多様性はままつ戦略 2024（案）

- 1 戦略の基本的事項
- 2 戦略の目標
- 3 行動計画
- 4 進行管理

●意見提出様式

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	生物多様性はままつ戦略 2024（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて市民・事業者・市が連携して取り組む行動計画である「生物多様性はままつ戦略 2018」の計画期間が終了したため、新たな地域戦略として「生物多様性はままつ戦略 2024」を策定します。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013 年の「生物多様性はままつ戦略」策定から 10 年が経過し、その間、人口減少、少子高齢化の進行、大規模災害の発生、市民のニーズの多様化など、社会情勢が変化しています。 ・ 開発や外来生物の生息域拡大、気候変動などにより生物多様性の損失が進行しています。 ・ 2022 年 12 月「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。 ・ 2023 年 3 月「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然・生態系保護だけでなく、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー等を複合的に取り組むことで、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるという考え方「ネイチャーポジティブ」を本戦略にも取り入れました。 ・ 「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030 年までに国土の陸域と海域の 30%を保護地域にするという目標「30by30」に本市としても貢献できるかを検討しました。 ・ 本市における生物多様性の課題である「生物の生息・生育地の保全」、「外来生物対策」、「多様な主体の連携」、「生物多様性に関する人づくり」に対応する重点プロジェクトを検討しました。
案のポイント (見直し事項など)	<p>○目指す将来像</p> <p>目指す将来像として「海から山まで 多様な生物と人々の暮らしが共存する都市」を掲げます。そして、新たな目標として「はままつから“ネイチャーポジティブ”へ」をサブタイトルに掲げます。</p> <p>○基本方針</p> <p>目指す将来像を実現するため、以下の 3 つを基本方針として掲げ、それぞれに位置付ける施策・事業を実施していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多様な生物のすみかの保全と回復 2 生物多様性を守るしくみづくり 3 生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくり

	<p>○ネイチャーポジティブ・はままつプロジェクト（重点プロジェクト）</p> <p>「はままつから、“ネイチャーポジティブ”へ」を実現するため、以下の4つの重点プロジェクトを推進します。</p> <p>プロジェクト1 保護地域・自然共生サイトの拡大 プロジェクト2 特定外来生物の防除 プロジェクト3 パートナーシップ活動の拡大 プロジェクト4 はままつ生物多様性人づくり</p> <p>○指標による状況把握</p> <p>成果指標と確認指標により本市の生物多様性の状況を確認します。成果指標の目標年度は2033年度とし、2028年度に中間の見直しを実施します。</p>
<p>関係法令・ 上位計画など</p>	<p>○関係法令</p> <p>生物多様性基本法</p> <p>○上位計画</p> <p>浜松市総合計画、第2次浜松市環境基本計画</p>
<p>計画・条例等の 策定スケジュール (予定)</p>	<p>案の公表、意見募集 令和5年11月15日（水） 意見募集の終了 令和5年12月14日（木） 市の考え方の公表 令和6年2月 施行時期 令和6年4月</p>

参考資料：「生物多様性はままつ戦略 2024」（案）の主な用語の解説

■30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標

2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を健全な生態系として保全しようとする世界目標。日本では、既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。

■CSR（企業の社会的責任）

Corporate Social Responsibilityの略。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

■FSC 森林認証

「森林が適切に管理されているか」を国際機関の一つである FSC（Forest Stewardship Council、森林管理協議会）が全世界統一の基準に沿って審査・認証する制度。森林環境保全に配慮し、地域社会の利益にもかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材を認証するだけでなく、FSCのマークが入った製品を買うことで、消費者も世界の森林保全に間接的に関与できる仕組みである。

■NbS（自然を活用した解決策）

Nature-based Solutions の略。自然の力を活用して、生態系、生物多様性と人間に恩恵をもたらしながら、社会的な課題を解決すること。

■OECM

Other Effective Area-based Conservation Measures の略。自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域のこと。公園だけではなく、企業の森やビオトープ、屋上庭園、農地など、あらゆる場所が候補になる。

■エシカル消費（倫理的消費）

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「ゼロカーボン」などともいう。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な発生源による「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

■昆明・モンテリオール生物多様性枠組

2022年12月に開催された「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」において採択された、2030年までの生物多様性に関する新たな世界目標。

■サーキュラーエコノミー（循環経済）

資源（製品や部品等を含む）を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済システム。循環経済は、資源の浪費に依存しない持続可能な経済発展に貢献する。

■自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国で認定した区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、水源の森、社寺林などがある。

■ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

■保護地域

自然公園、自然海浜保全地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林など法律や、都道府県条例により、開発や動植物の捕獲採取などの行為が制限されている地域。

生物多様性はままつ戦略 2024

(案)

令和5年10月

浜 松 市

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目次

はじめに	1
第1章 戦略の基本的事項	2
第1節 戦略の位置付け	2
第2章 戦略の目標	4
第1節 浜松市の生物多様性の課題	4
第2節 目指す将来像	6
第3節 基本方針	8
第3章 行動計画	9
第1節 各主体の役割と戦略の体系	9
第2節 ネイチャーポジティブ・はままつプロジェクト	14
第3節 施策・事業	18
第4章 戦略の推進体制と進行管理	25
第1節 推進体制・進行管理	25
第2節 状況確認	26

生物多様性の恵み

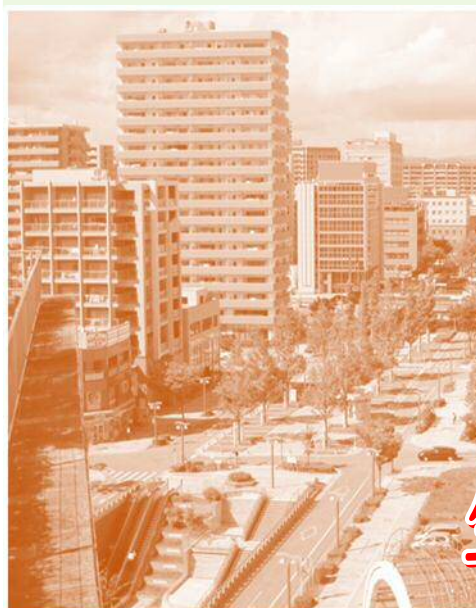


はじめに

地球上には、未知の種類を含めると3,000万種もの生物が存在すると考えられ、互いにつながりあって生きています。多様な生物がいること、それらの生物が関わりあい、様々な環境に合わせて生きていることを「**生物多様性**」といいます。そして、**生物多様性がもたらす様々な恵み**は、私たちの暮らしを支える不可欠な存在となっています。



今、生物多様性は開発や乱獲、里地里山の荒廃、外来生物や化学物質、気候変動などの**様々な危機**により、損失が進行しています。生物多様性の恵みを将来に渡り継承していくために、私たちは何ができるのでしょうか？一緒に考えてみましょう。



生物多様性の危機



第1章 戦略の基本的事項

第1節 戦略の位置づけ

●目的

本市では、市民・事業者・市が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進するため、2013（平成25）年3月に「生物多様性はままつ戦略」、2018（平成30）年3月に「生物多様性はままつ戦略2018」を策定しました。

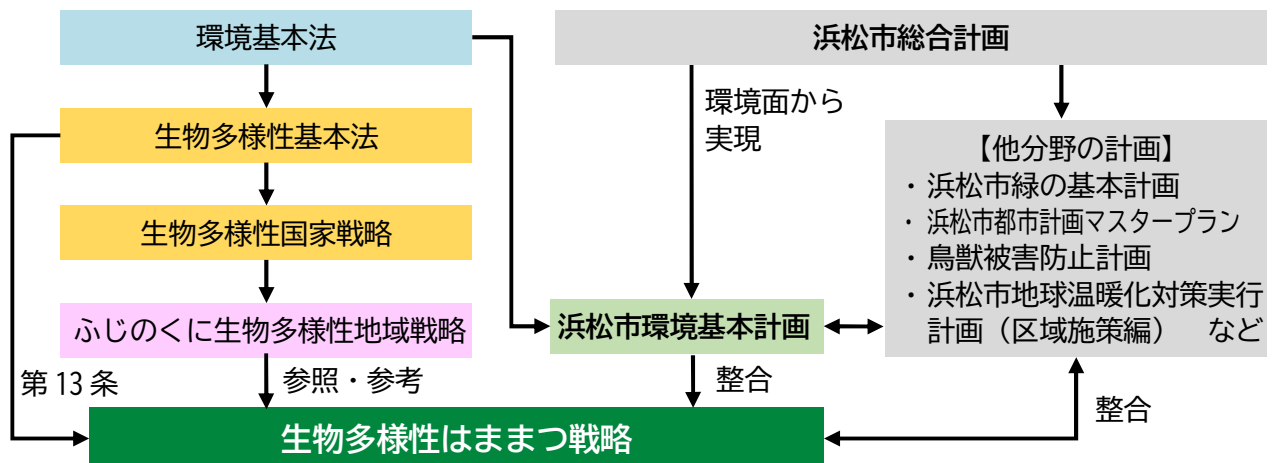
その後、人口減少や少子高齢化の進行、地球温暖化の進行、大規模災害の発生、市民のニーズの多様化など社会情勢が変化するとともに、生物多様性の損失が止まっておらず、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえた戦略とする必要があることから、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」や「30by30 目標」など新しい考え方を取り入れた「生物多様性はままつ戦略2024」を策定します。

●位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略として位置づけます。

本戦略は、「生物多様性国家戦略2023-2030」、「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」のほか、「第2次浜松市環境基本計画」などと整合を図ります。

さらに、本戦略は、「浜松市総合計画」で明示した都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現にも貢献するものです。また、「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では2050年のカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を掲げており、生物多様性の側面からも貢献していきます。



●期間・対象区域

本戦略の計画期間は2024（令和6）年度から2033（令和15）年度の10年間とし、5年後の2028（令和10）年度に中間見直しを行います。

対象区域は、浜松市全域とします。

生物多様性に関する国内外の動向

野生生物の生息・生育環境が失われ、絶滅が深刻なものになってきたことから、1992（平成 4）年 5 月にブラジルで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）において、「生物多様性条約」が採択されました。同条約の締約国会議では、2010（平成 22）年に「愛知目標」、2022（令和 4）年 12 月に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

国内では、「生物多様性基本法」が 2008（平成 20）年 6 月に施行されるとともに、2012（平成 24）年 9 月には愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略 2012-2020」、2023（令和 5）年 3 月には「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に向けた「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

生物多様性に関する新しい考え方

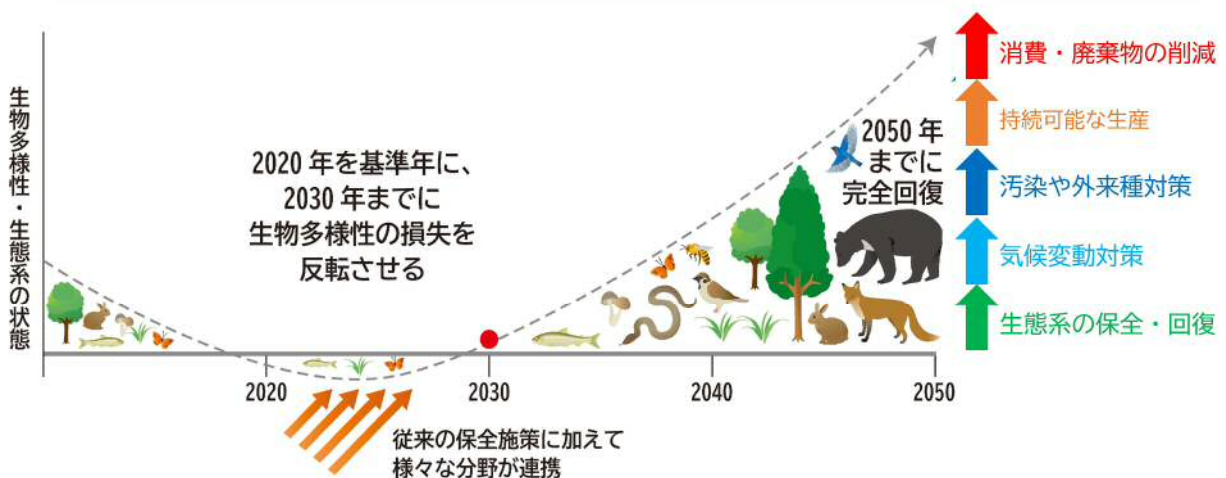
「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、目指すべき 2050 年ビジョンとして愛知目標で掲げた「自然と共生する世界（社会）」を引き続き掲げるとともに、2030 年ミッションとして、「2030 年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方を掲げています。また、2030（令和 12）年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」が掲げられました。

30by30 とは、2030 年までに地球の陸・海それぞれの 30%の面積を保全するという目標のこと



30by30 目標とは

ネイチャーポジティブの実現のためには、「生態系の保全・回復」「化学物質等による汚染対策・外来種対策」など生物多様性に関する取り組みだけではなく、「サーキュラーエコノミー」、「カーボンニュートラル」などを積み重ねていくことが必要です。



2030 年までのネイチャーポジティブに向けたイメージ

【資料：生物多様性国家戦略 2023-2030、生きている地球レポート 2022（WWF ジャパン）を参考に作成】



第2章 戦略の目標

第1節 浜松市の生物多様性の課題

●課題1 生きもののすみかを守り回復させる必要がある

前戦略（生物多様性はままつ戦略 2018）の推進を図っているものの、これまで失われてきた生物多様性が十分に回復しているとはいえません。そのため、引き続き貴重種の保護・保全、外来種への対策、野生鳥獣の適正管理などを行い、種や遺伝子の多様性を確保する必要があります。また、森林・農地、河川・湖沼・海岸、市街地の自然などの生態系の多様性を確保するための保全・再生を行うとともに、緑地や水辺のネットワークを回復していく必要があります。

■絶滅が危惧される貴重種の保全

絶滅が危惧される動植物を含む貴重種が 751 種確認されており、保護・保全が必要です。

■外来生物の拡大

アライグマ、クリハラリス、ヌートリアなどの特定外来生物の生息分布が拡大し、農作物への被害や在来種の生息環境を奪ってしまうなどの影響が心配されます。

■野生鳥獣による被害発生

イノシシやニホンジカの適正管理、農作物等への被害防止等が必要です。

■森林・谷部斜面に残る緑地の保全

広大な森林の適正管理を継続していくことが必要です。
台地の谷部斜面に残る緑地については、山地と市街地を結ぶ緑地として保全が必要です。

■農地の減少・荒廃

耕作放棄や農地転用などで減少している農地の保全や環境に配慮した農業の推進が必要です。

■水産資源の漁獲量の減少

浜名湖のアサリやシラスウナギなどの漁獲量が減少しており、資源の回復が必要です。

■海洋プラスチックの漂着

海岸に海洋プラスチックが漂着し、生物への影響が懸念されるため、対策が必要です。

■松くい虫・ナラ枯れの被害発生

松くい虫やナラ枯れの被害が生じている森林への対策が必要です。

■市街地の自然の保全・再生

都市公園、生産緑地、市民農園、市民の森など市街地の自然を保全するとともに、緑化などにより自然を再生する必要があります。

■保護地域等の拡大

「30by30 目標」の実現に貢献するため、保護地域や OECM（保護地域以外の生物多様性に資する地域）などの拡大が必要です。

●課題2 地域の生物多様性を守るためのしくみが必要である

生物多様性を保全するためには、市だけでなく、市民や事業者、市民活動団体、専門家などの多様な主体の連携が不可欠です。また、施策を効果的に推進していくためには、市域の自然環境の動向や動植物の状況を継続的に把握していくことが必要です。前戦略で取り組んできた生物多様性を守るためのしくみづくりをさらに発展させていく必要があります。

■環境保全活動の拡大

市民・事業者・市民活動団体・市などによる環境保全活動を拡大していく必要があります。

市民・事業者に対しては、生物多様性に貢献できる具体的な行動を示す必要があります。

環境保全団体に対しては、メンバーやパートナーシップ、活動資金を得やすくする仕組みが必要です。

■生物多様性に関する情報提供

市内の動植物の生息状況などの生物多様性に関する情報をさらに充実させ、活用していく必要があります。

●課題3 豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やす必要がある

生物多様性に関する市民の認知度は未だに低い状況にあります。生物多様性の重要性を社会に浸透させ、将来に引き継いでいくためには、市民一人ひとりの生物多様性保全への理解と行動が望まれます。そのため、生物多様性に関する教育の推進や環境学習指導者の育成、市民・事業者・市民活動団体への啓発や活動支援などにより、豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やす必要があります。

■生物多様性に関する教育の推進

生物多様性についての教育を推進するとともに、環境学習指導者の高齢化が進んでいるため、新たな担い手を増やす必要があります。

■生物多様性の恵みの理解や認知度の向上

生物多様性の保全に対する行動変容を促すため、生物多様性の恵みについての理解を深める取り組みが必要です。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」の課題

①生態系の健全性の回復

- ・生物多様性の損失は回復軌道には乗っておらず、今後は気候変動による影響の増大も懸念される
- ・生態系の健全性を回復させることが必要

②自然を活用した社会課題の解決

- ・自然環境を社会・経済の基盤として再認識し、自然の恵みを維持・回復させることが必要
- ・自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図ることが必要

③ネイチャーポジティブ経済の実現

- ・ビジネスにおける生物多様性の保全をリスクでなく、機会と捉えるとともに、生物多様性・自然資本の観点を事業活動に統合させることが必要

④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

- ・自然は社会経済の基盤であるという価値観を広く浸透させ、一人ひとりの具体的な行動につなげていくことが必要

⑤生物多様性に係る取り組みを支える基盤整備

- ・生物多様性保全は、多様な主体による取り組みに支えられており、それらの取り組みや連携の推進が必要

第2節 目指す将来像

【目指す将来像】

海から山まで 多様な生物と人々の暮らしが共存する都市

～はままつから、“ネイチャーポジティブ”へ～



本市は、遠州灘海岸から、天竜川、三方原台地、南アルプス南端部の亜高山帯までを含み、全国で10番目の広さを持つ浜名湖など、多様な自然が存在しています。このような豊かな自然のなかで多様な生物が生まれ、みかんやお茶などの農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘や浜名湖での漁業、そして繊維や楽器、輸送用機器などの産業が発展してきました。一部の自然環境は、人の営みによって失われたり、劣化したりしてしまいましたが、現在でも豊かな自然が残っています。

そこで、国が目指す2050年ビジョンや2030年ミッションを踏まえつつ、本市の目指す将来像として「海から山まで 多様な生物と人々の暮らしが共存する都市」を掲げます。この将来像は、「生物多様性はままつ戦略」（2013（平成25）年3月）から継続して目指しているものですが、本戦略では生物多様性の損失を止め、さらに回復軌道に乗せることを新たな目標とし、「はままつから、“ネイチャーポジティブ”へ」をサブタイトルに掲げます。



目指す将来像へのイメージ

持続可能な農林水産業の促進と良好な生態系の保全



生物の生息・生育場所の保全



生物多様性に関わる情報の収集・蓄積・活用



洪水防止の機能を果たす水田

環境学習指導者による生物多様性学習会の開催

生物多様性の大切さを理解し、行動する市民の育成



都市における緑地・水域の保全



様々な主体との円滑な連携、活動支援



第3節 基本方針

本戦略の目指す将来像を実現するため、以下の3つの基本方針を掲げ、それぞれに位置づける施策・事業を実施していきます。

1 多様な生物のすみかの保全と回復

貴重種の保護・保全、外来種への対策、野生鳥獣の適正管理などを行い、種や遺伝子の多様性を確保します。また、森林・農地、河川・湖沼・海岸、市街地の緑地などの保全・再生を行うことで生態系の多様性を確保するとともに、緑地や水辺のネットワークを再生・創出し、生きものの生息・生育場所をつなげます。



2 生物多様性を守るしくみづくり

生物多様性を保全するため、市民・事業者・市民活動団体・専門家などの多様な主体の連携を図ります。また、施策を効果的に推進していくため、市域の自然環境の動向や動植物の状況を継続的に把握していきます。保護地域や自然共生サイトのさらなる拡大や質の向上を図るなど、生物多様性を守るためのしくみづくりを行います。



3 生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくり

生物多様性に関する教育の推進や環境学習指導者の育成、市民が自然とふれあう機会をつくることなどにより、豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やします。



第3章 行動計画

第1節 各主体の役割と戦略の体系

戦略の推進には、市民・事業者・市民活動団体・専門家・市など各主体による積極的な取り組みが不可欠です。日々の生活や業務などにおいて、それぞれができることから取り組んでいくことが求められています。取り組み推進のための各主体が果たすべき役割は、以下のとおりです。

●市民

- ☑ 日頃から自然に目を向け、日常生活における環境負荷の低減、エシカル消費、外来生物の適切な取扱いといった生物多様性に配慮したライフスタイルへ切り替えます。
- ☑ 市民活動団体の一員あるいは個人としての環境保全活動への参加など、他の主体と協力して生物多様性の保全に貢献します。



敷地内の緑化



環境負荷の低減



環境ラベルの
ついた商品の購入



外来生物の適切な
取扱い



環境保全活動への
参加

●事業者

- ☑ 生物多様性の恵みを利用しながら事業活動を行っていることや、自身の事業が自然環境に影響を与えていることを認識し、生物多様性に配慮した原材料の確保、製品の調達・製造・流通・販売、事業活動に伴う排水や廃棄物の適正処理、保有地の管理、敷地内の緑化などの取り組みを実践します。
- ☑ 環境保全活動への人的・金銭的協力など、地域を構成する一員として、地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。



生物多様性の保全に
関する情報の公開



生物多様性に配慮
した原材料の確保



排水の浄化



保有地の適正管理



敷地内の緑化

●市民活動団体

☑ 地域での積極的な保全活動の展開により、市域の生物多様性保全の重要な担い手になります。



パートナーシップ
協定の締結



自然観察会の
開催・講師派遣



清掃活動の
開催・参加

●専門家

- ☑ 生物多様性に関する現状・課題を明らかにし、それを広く社会に伝えていくことや、生物多様性に関する研究や技術開発などを通じ社会へ貢献します。
- ☑ 各主体と連携し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる普及啓発や技術協力といった取り組みや、次世代を担う研究者の育成を行います。



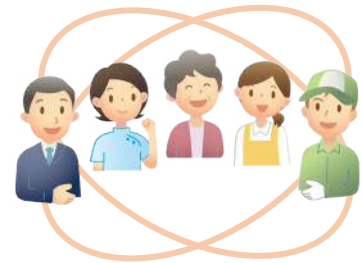
生物多様性の
研究・技術開発



生物多様性の
普及啓発

●市

- ☑ 国や県と連携を図りつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- ☑ 市自らが事業者及び消費者として、率先した環境への配慮行動を実践します。
- ☑ 各主体が積極的に保全活動に取り組めるよう、環境教育・学習の推進、情報の提供及び各主体の活動への支援やパートナーシップの構築を推進します。
- ☑ 学校などにおいて、子どもたちに生物多様性に関する教育を行います。



パートナーシップの構築



環境影響評価制度による生物多様性への影響の回避・低減



持続可能な利用に関する施策の推進



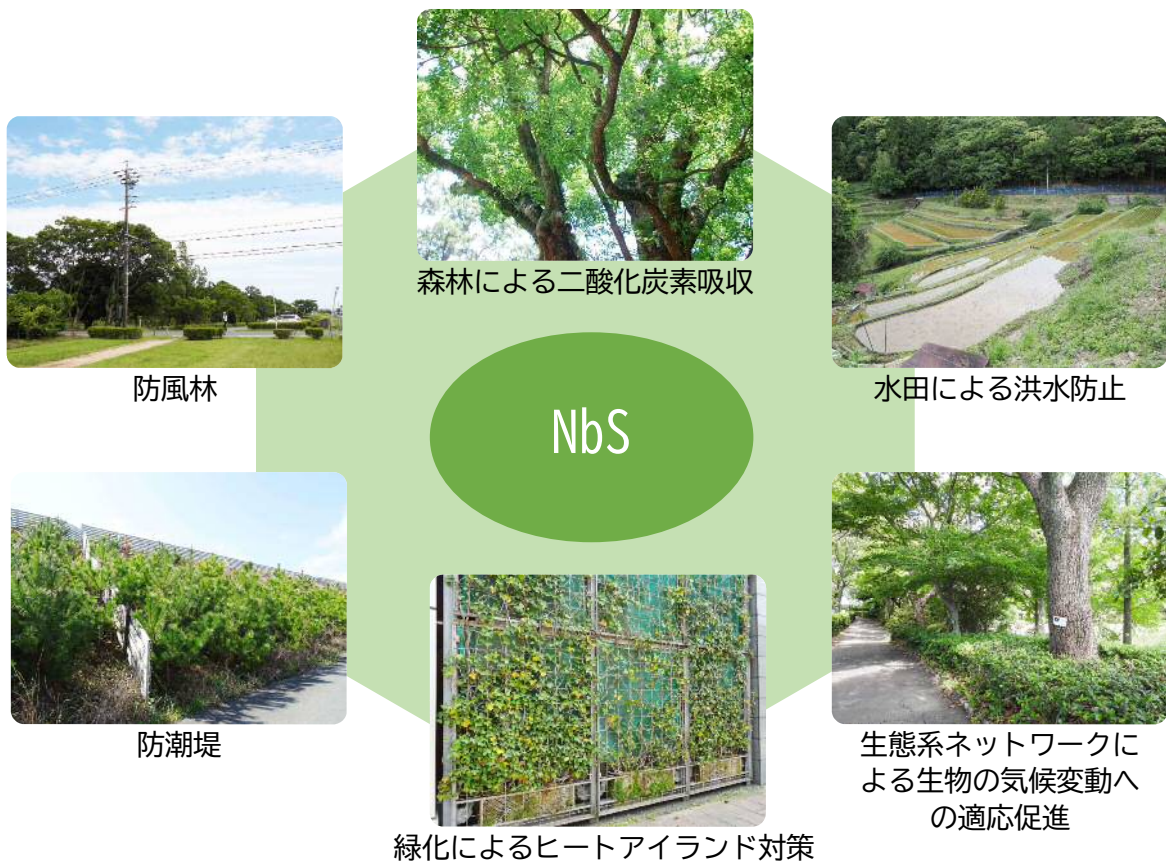
生物多様性に関する
情報提供



学校や地域での
教育・学習

自然の恵みを活用した社会課題の解決策 (NbS:Nature-based solutions)

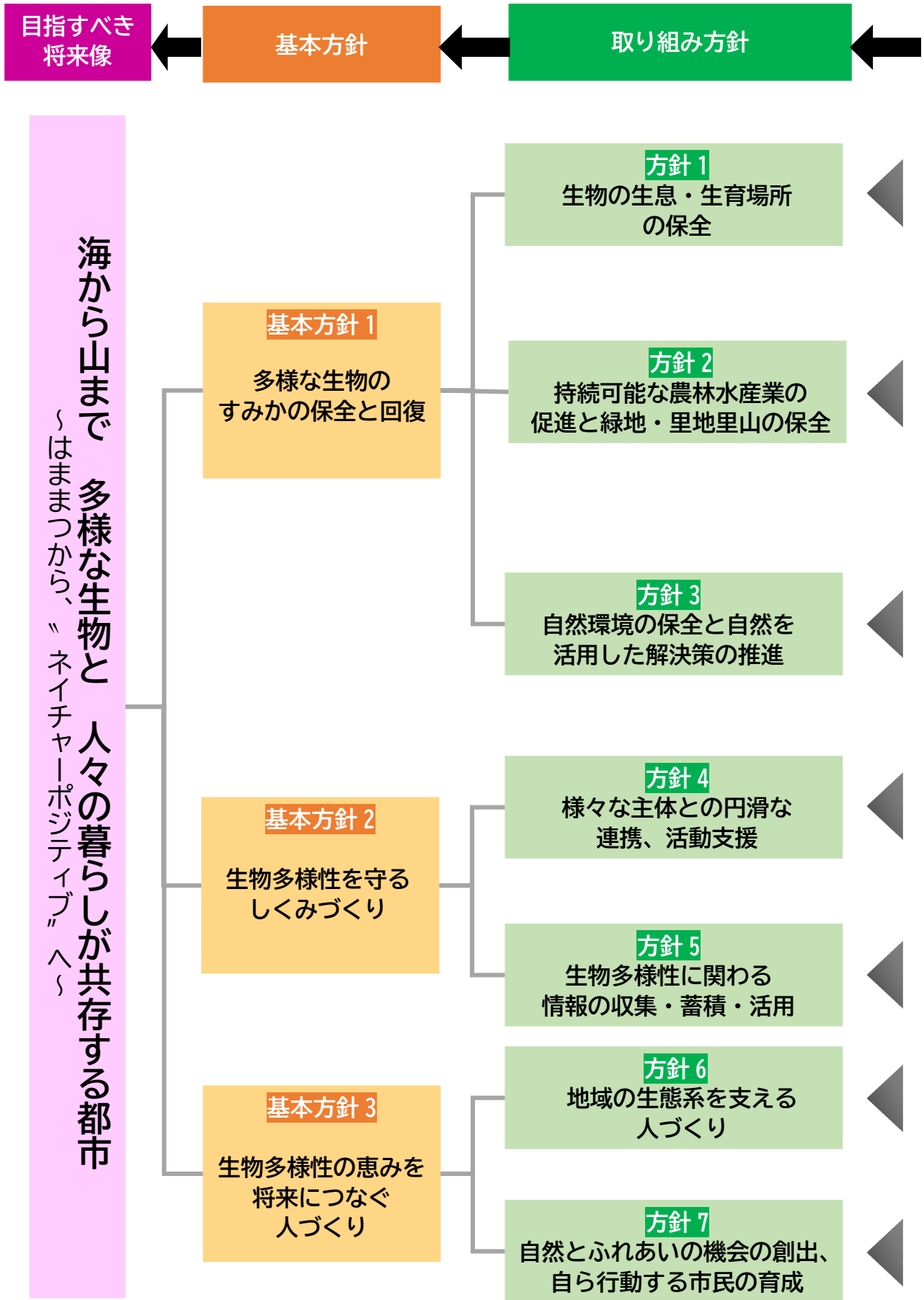
森林による二酸化炭素の吸収や水源涵養、森林レクリエーションによるストレス解消や健康増進、防風・防潮、水田による洪水防止、生態系ネットワークによる生物の気候変動への適応促進、緑化によるヒートアイランド対策など、自然には現在社会が抱えている課題を解決する力があります。そのため、生物多様性の保全是人間の幸福に恩恵をもたらします。このことを意識し、NbS（自然の恵みを活用した社会課題の解決策）の視点を取り入れて今後の事業に取り組みます。



30by30（サーティ・バイ・サーティ）

「30by30 目標」は、2030（令和 12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標です。環境省は「30by30 目標」の達成を目指すため、国立公園などの保護地域の拡充だけでなく、その他の生物多様性の保全が図られている土地を OECM として国際データベースに登録し、その保全を促進するため、「自然共生サイト」の認定を開始しました。

生物多様性はままつ戦略 2024 の体系



重点
プロジェクト

施策・事業項目

※施策・事業の詳細は第3節（P18～P24）に記載

ネイチャー
ポジティブ・
はままつ
プロジェクト

- ① 貴重種
- ② 外来種
- ③ 30by30

プロジェクト1
保護地域・
自然共生
サイトの拡大

- ① 森林・林業
- ② 緑地
- ③ 海岸林
- ④ 民有地緑地
- ⑤ 公園緑地
- ⑥ 野生鳥獣
- ⑦ 農地
- ⑧ 河川・湖沼・海岸

プロジェクト2
特定外来生物
の防除

- ① 気候変動
- ② 中山間地域
- ③ 水質・排水処理
- ④ 多自然川づくり

プロジェクト3
パートナーシップ
活動の拡大

- ① 連携・参画
- ② ボランティア育成
- ③ 河川愛護活動
- ④ 就農者・就林者支援
- ⑤ 海洋プラスチック対策

プロジェクト4
はままつ
生物多様性
人づくり

- ① モニタリング
- ② 生きもの調査
- ③ 生物多様性データベース

- ① 担い手
- ② 環境に配慮した行動

- ① 教育・講座・イベント
- ② 地産地消・食育
- ③ 市内間交流
- ④ 森林・林業普及啓発
- ⑤ グリーン・ツーリズム

第2節 ネイチャーポジティブ・はままつプロジェクト

目指す将来像のサブタイトルにもなっている「はままつから、“ネイチャーポジティブ”へ」を実現するため、重点プロジェクトとして「ネイチャーポジティブ・はままつプロジェクト」を推進します。

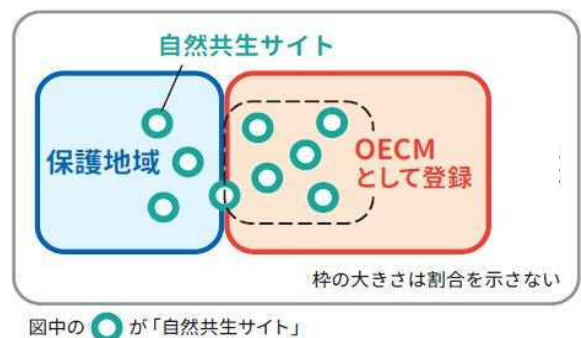
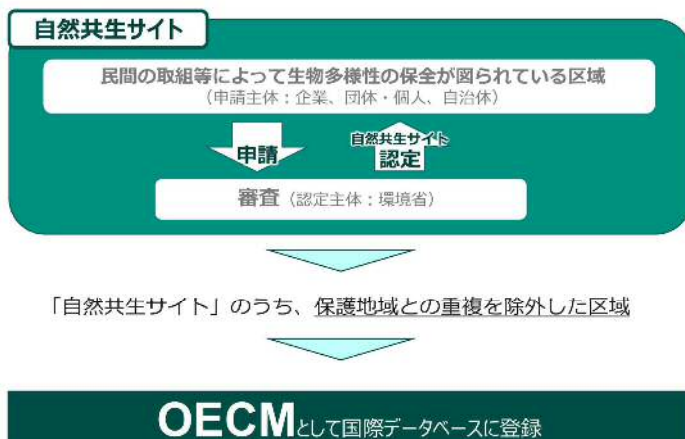
プロジェクト1 保護地域・自然共生サイトの拡大

本市においては、市域面積に占める自然公園地域などの保護地域の割合は約34%であり、全国平均20.5%を大きく上回っていますが、市・事業者・市民活動団体などによる自然共生サイトの登録地の拡大を推進し、既存の保護地域に関しては、質を向上させ、ネイチャーポジティブの実現に寄与していきます。

取り組み内容	市民	事業者	市民活動団体	専門家	市
● 環境省の「30by30 アライアンス」に参加します。		★	★		★
● 自然共生サイトについて市の広報・ホームページ・イベントでの普及啓発と登録に関する相談の受付等の支援を実施します。					★
● 自然共生サイト登録を検討し、自然環境調査を実施します。		★	★	★	★
● 自然共生サイト登録地について、定期的なモニタリング調査を実施します。	★	★	★	★	★

自然共生サイトの対象例と登録イメージ

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原など、多様な場所が該当



【資料：環境省】

プロジェクト2 特定外来生物の防除

本市では、特定外来生物としてオオキンケイギク、アレチウリなど植物 10 種、アライグマ、クリハラリス、ヌートリア、オオクチバス、カダヤシなど動物 16 種の合計 26 種が確認されています。

「生物多様性はままつ戦略に関するアンケート」（2023（令和 5）年 5～6 月実施）によると、特定外来生物のアライグマ、オオクチバス（ブラックバス）、ミシシippアカミミガメなどの認知度は高い状況でしたが、オオキンケイギク、ヌートリア、クリハラリスなどについては、認知度が低い状況でした。

今後、本市における多様な生物のすみかの保全と再生・創出を行っていくためには、特定外来生物による影響について広く周知するとともに、市民・市民活動団体・事業者と協働で防除を実施していくことが求められています。

取り組み内容	市民	事業者	市民活動団体	専門家	市
● 特定外来生物に関する認知度を高めるため、広報紙・パンフレット・市のホームページによる普及啓発を実施します。					★
● 特定外来生物に関する理解を深め、防除に協力します。	★	★	★	★	
● 「クリハラリス捕獲プラン」に基づき、計画的に防除を進めます。	★	★	★	★	★
● 特定外来生物の捕獲講習会を開催し、参加します。	★	★	★		★
● 特定外来生物を防除する市民活動団体・事業者・市民を支援します。				★	★
● 特定外来生物ヌートリア、アライグマの生息状況を把握し、防除を進めます。	★	★	★	★	★
● 特定外来生物の本市の分布情報を確認するため、市民などからの目撃情報を収集します。	★	★	★		★

市域で確認・記録のある特定外来生物

項目	項目	対象種
植物	特定外来生物	アゾラ・クリスタータ、ボタンウキクサ、オオフサモ、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、ブラジルチドメグサ
動物	特定外来生物	アライグマ、クリハラリス、ヌートリア、ソウシチョウ、ガビチョウ、ウシガエル、ミシシippアカミミガメ*、アカボシゴマダラ、オオクチバス、コクチバス、カダヤシ、ブルーギル、アメリカザリガニ*、カワヒバリガイ、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ

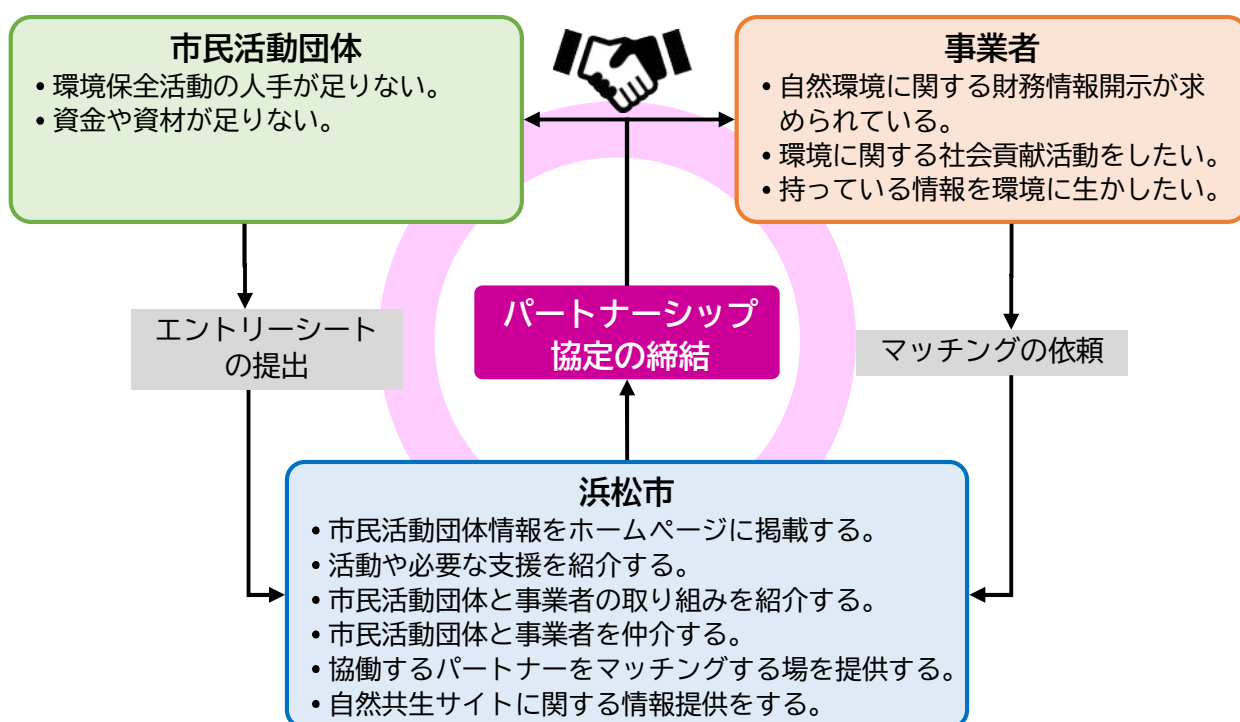
*：条件付特定外来生物(特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする生物の通称)

プロジェクト3 パートナーシップ活動の拡大

海・山・川・湖などの広大な面積の自然環境を有する本市で、市民活動団体が環境保全活動をさらに広げていくためには、資金不足や担い手不足が課題となっており、人手や資金面での協力などを含め、市民・事業者・市の連携を強化することが求められています。

本市においては、2018（平成30）年度から「浜松市生きものパートナーシップ協定」を開始しており、2023（令和5）年度までに3件の協定が締結されました。今後は協定だけでなく、環境保全活動に参加する市民・事業者のパートナーシップの裾野を広げていきます。

取り組み内容	市民	事業者	市民活動団体	専門家	市
● 浜松市生きものパートナーシップ協定の制度を、市の広報・ホームページ・イベントで周知します。					★
● 保全活動を実施する市民活動団体からの情報を、環境教育推進ネットワークなどを通じて発信することで、活動を支援する事業者・市民を募集します。					★
● 協働するパートナーをマッチングする場を提供します。	★	★	★		★
● 浜松市生きものパートナーシップ協定を締結し、活動内容を市のホームページなどで紹介します。		★	★		★
● 環境保全活動実施のための相談・調整を行います。		★	★	★	★
● 環境保全活動を実施または参加します。	★	★	★	★	★
● 事業者の自然環境保全に関するCSR活動などの関する取り組みを後押しします。		★			★



プロジェクト4 はままつ生物多様性人づくり

地域の生物多様性を支えていくためには、市民が生物多様性の大切さを理解し、自ら主体的に学び、考え、行動することが必要です。また、環境保全活動団体は、人材不足や高齢化が課題となって活動が停滞している場合があります。活動への新規参加者が求められています。

本市では、環境教育や環境保全活動の推進に向けて、市民、市民活動団体、事業者、学校、行政機関等の各主体が連携し、協働して取り組み等を行うことを目的に「浜松市環境教育推進ネットワーク」を組織しています。このネットワークをさらに充実するとともに環境教育、環境保全活動の参加者を増やし、市内の環境学習及び環境保全活動を活性化していきます。

取り組み内容	市民	事業者	市民活動団体	専門家	市
● 環境学習指導者の養成などを通じて生物多様性保全活動に関わる人を増やしていきます。	★	★	★	★	★
● 定年退職者の生きがいの一つとして、環境保全活動の場や環境教育の場を提供します。	★	★	★		★
● 環境学習プログラムの開発・改良や環境学習指導者の知識向上を図っていきます。	★	★	★	★	★
● 市民の生物多様性への関心を高めるため、自然観察会、自然体験会、市民参加型生物調査を実施します。	★		★	★	★
● 市民に生物多様性に関心をもってもらうと共に、環境保全活動団体の意欲を高めるイベントを開催します。	★	★	★		★
● 生物多様性保全や環境教育に関わる市民、事業者、市民活動団体、専門家などが参画するネットワークを活性化し、市民と協働で生物多様性保全を推進します。	★	★	★	★	★

第3節 施策・事業

基本方針1 多様な生物のすみかの保全と回復

●取り組み方針1 生物の生息・生育場所の保全

項目	事業名	事業内容	担当課
貴重種	アカウミガメ 保全事業	●浜松市の天然記念物である浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地について保護・保全を行います。文化財指定地内である産卵地への車両の乗り入れの自粛啓発を行うとともに、保護監視や生態調査を実施していきます。	文化財課
	ギフチョウ 保全事業	●浜松市ギフチョウの保護に関する条例に基づきギフチョウと食草ヒメカンアオイの採取を禁止するとともに、保護監視員によるパトロールを実施しています。地域の宝であるギフチョウを市民と一体となって保護し、次世代に継承していきます。	環境政策課 北行政センター
	ヤリタナゴ 保全事業	●北区細江町、引佐町のかんがい排水路において生息する希少種ヤリタナゴ、マツカサガイについて、本種に対する地元住民の理解を進め、これらの生息環境に配慮した取り組みを進めていきます。 ●市内の小中学校で地域の産業と自然のつながりを学ぶESDプログラムを実施し、児童がヤリタナゴの保全について学ぶとともに、「浜松市生きものパートナーシップ協定」による保全活動を実践します。	環境政策課
	タガメ 保全事業	●種の保存法により特定第二種国内希少野生動植物種に指定されているタガメを保全するため、生息環境の改善に取り組みます。	環境政策課
	ヒメヒカゲ 保全事業	●希少種ヒメヒカゲが生息している北区三ヶ日町の湿地の市天然記念物への指定を目指すとともに、生息地を含めて保護していきます。	環境政策課
	静岡県希少野生動植物保護条例の活用	●静岡県と連携し、市内における「静岡県希少野生動植物保護条例」の効果的な運用・活用を図っていきます。 ●事業者・市民活動団体と協働し、希少野生動植物の保護活動を実施します。	環境政策課
外来種	特定外来生物「クリハラリス」対策	●「クリハラリス捕獲プラン」に基づき、2029（令和11）年度の根絶を目指し、計画的に防除を進めます。	環境政策課
	特定外来生物「ヌートリア」、「アライグマ」対策	●ヌートリア、アライグマの生息状況を把握し、防除を進めます。 ●静岡県、周辺自治体と連携し、広域での対策、情報共有を進めます。 ●市民への捕獲わなを貸し出し等、市民協働による捕獲を進めます。	環境政策課 農業振興課
30by30	30by30 目標に向けた保護地域等の拡大	●30by30 目標に向けて、自然共生サイトなどの登録地域の拡大を推進します。	環境政策課 関係課

●取り組み方針2 持続可能な農林水産業の促進と緑地・里地里山の保全

項目	事業名	事業内容	担当課
森林・林業	森林の整備	●森林所有者が行う間伐、造林、下草刈などの森林整備に対して支援を行い、私有林における持続可能な森林経営・管理を実施していきます。	林業振興課
	持続可能な森林管理	●FSC 森林認証の取得面積の拡大を進めるために、森林認証年次審査料の補助や啓発事業などを実施しており、今後はFSC 森林認証面積のさらなる拡大を図ります。 ●公共的な場所への地域材製品の利用を進めていきます。 ●FSC 認証のエリア拡大を図りながら適切な森林整備を実施するとともに、天竜材の利用拡大のため、加工・流通部門の認証であるCOC 認証の取得事業体の増加を促進していきます。	林業振興課
緑地	緑地保全事業 (保存樹木・保存樹林助成事業)	●古くから地域に残る樹木・樹林を指定し、所有者に報奨金を交付し適正な保全・活用を図っています。指定拡大のために指定候補樹等把握調査を行うとともに、所有者への助言等により適切な維持管理につなげていきます。	緑政課
	緑地保全事業 (地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業)	●風致地区及び自然公園区域内における緑地の保全及び緑化推進のため、建築制限や緑化指導を行います。地域内の緑の質の向上のための取り組みを推進しており、特に佐鳴湖周辺に残る貴重な緑である斜面緑地の一部(富塚川平地区)を現在より規制の強い地域制緑地への指定を目指します。	緑政課
	緑地保全事業 (富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区)	●貴重な動植物が生息するなど優れた自然環境を有する富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区を市民協働により、生態系の保全と保護につながる維持管理を実施し、街中の貴重な里山環境を保全していきます。	緑政課
海岸林	海岸林などの保全	●静岡県と連携して防風林の松枯れを防止するとともに、遠州灘海浜公園の整備を進め、海辺のマツや特色ある風景を生かした海辺の拠点となる整備を目指します。	林業振興課 公園課 公園管理事務所
民有地緑化	民有地緑化推進樹木交付事業	●一定条件のもと民有地に樹木等を交付することにより、市民の緑化に対する意識を高め、市内の緑化を推進し、緑豊かで住み良い生活環境を創出します。	緑政課
公園緑地	公園緑地整備事業	●都市における緑とオープンスペースの整備を推進し、公園緑地を核とした水と緑のネットワークを構築していきます。 ●市民が自然に親しむことのできる憩いの場、市民活動の場として利用するとともに、生物多様性の保全に配慮した管理を実施するなど、公園内の緑の質の保全・向上に努めていきます。	公園課 公園管理事務所 緑政課
野生鳥獣	鳥獣被害を軽減するための農村の整備・保全	●野生鳥獣による農作物や森林被害を防止することを目的として、防護柵設置費の補助、浜松地域鳥獣被害対策協議会の設置、集落鳥獣被害対策アドバイザー養成講座の開催などの総合的な対策の実施や、有害鳥獣の駆除を行うことによって、農業の多面的機能の保持、耕作放棄の増加の防止を図ります。	農業振興課 林業振興課

項目	事業名	事業内容	担当課
農地	生物多様性に配慮した圃場整備	<ul style="list-style-type: none"> ●2010（平成22）年度に策定した農村環境計画に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業を推進していきます。 ●「特に環境保全に配慮すべき事業」「大規模な農業農村整備事業」については、環境保全対応方策に沿って対応していきます。 	農地整備課
	環境保全型農業推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全型農業の取り組みを推進するため、化学肥料や農薬の使用の低減を行う農業生産方式の浸透を図ります。 ●土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う持続性の高い営農を行う農業者に対して直接支援するなどして、一層の推進を図っていきます。 	農業振興課
	耕作放棄地の再生利用事業	<ul style="list-style-type: none"> ●耕作放棄地分布図を公開し情報提供を行うとともに、耕作放棄地を借りて営農地として再生利用する農業者に対し補助を行います。 ●農地の多面的機能の保全、生態系の維持を図ります。 	農地利用課
	多面的機能支払交付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ●農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、地域において農地・水・環境の保全とそれらの質的向上を目指す農業者と周辺住民等が一体となった地域ぐるみの共同活動を支援していきます。 	農地整備課
	棚田等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●「大栗安の棚田」「久留女木の棚田」「白檀の棚田」などの棚田等の景観や機能を、棚田オーナー制度やしずおか棚田・里地くらぶなどによって、都市と農山村との交流を図りながら保全します。 	農地整備課
	市街化区域内農地緑化保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ●都市の貴重な緑である市街化区域内の農地の保全と整備のため、生産緑地地区や特定市民農園の管理・整備を実施しています。今後も都市の緑地機能を確保し、市民の緑に親しむ場として活用を図ります。 	緑政課
河川・湖沼・海岸	流域資源管理関係協議会プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ●天竜川他河川、浜名湖、遠州灘を取りまく自然環境及び水産資源に対する、保全や管理体制の連携強化を図ります。 ●浜名湖地区水産振興協議会で「水産物活性化作業部会」を設置しており、水産資源の資源管理・保護活動の推進に向け協議を行います。 	農業水産課

●取り組み方針3 自然環境の保全と自然を活用した解決策の推進

項目	事業名	事業内容	担当課
気候変動	バイオマス利 活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「浜松市バイオマス産業都市構想」に基づき、バイオマスを有効に活用した地域内循環やエネルギー自給率の向上を目指します。 ●木質資源など、バイオマスを有効に活用し、自然資源の持続可能な利用を目指します。 	カーボン ニュートラル 推進事業本部
	気候変動適応 策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系の6分野で気候変動への適応策を推進します。 	カーボン ニュートラル 推進事業本部 林業振興課
中山間地域	山里いきいき 応援隊	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域に隊員を配置し、農林業等の地域産業の支援や地域行事の支援等を行うことで、中山間地域を維持・活性化します。それにより、中山間地域の文化及び地域の生態系を維持し、生物多様性を保全することにも繋がります。 	市民協働・地 域政策課
水質・排水 処理	水質保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ●河川や湖など公共用水域の水質常時監視や、事業場等への立ち入り検査を実施することにより、水域の水質保全を図ります。 ●「浜松市川や湖を守る条例」に基づく指導を実施します。 ●出前講座などを通じ、水質保全に関する取り組みを推進します。 ●閉鎖性水域である佐鳴湖・浜名湖の水質常時監視を実施するとともに、雨水浸透ますの設置など市民ができる佐鳴湖浄化対策を実施します。 	環境保全課
	汚水処理施設 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道・合併浄化槽及び農業集落排水などの汚水処理施設を適切に組み合わせ、多様な主体の役割分担と連携により汚水処理100%を目指し、水質の浄化を進めます。 	下水道工事課
多自然川づ くり	河川改修にお ける多自然川 づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●河川・水路の計画・整備にあたり、良好な水循環や生物多様性に配慮し、生物の生息と生育環境の保全・創出を図る取り組みを推進します。 	河川課

基本方針 2 生物多様性を守るしくみづくり

●取り組み方針 4 様々な主体との円滑な連携、活動支援

項目	事業名	事業内容	担当課
連携・参画	生きものパートナーシップ協定	●環境保全活動の担い手として市民や事業者が取り組みやすい場を創出するため、市民・事業者・行政がつながる取り組みとして「浜松市生きものパートナーシップ協定」を締結します。	環境政策課
	多様な主体が連携した生物多様性保全の推進	●浜松市環境教育推進ネットワーク（Eスイッチネットワーク）を活用し、生物多様性保全や環境教育に関わる市民、事業者、市民活動団体などに市内で行われている生物多様性保全に関する情報を発信し、協働して活動できる仕組みをつくりまします。	環境政策課
	マッチングの場の提供	●団体同士の出会いや、相互理解を深めるためのミーティングを活用し、異分野の活動団体とのマッチングの場を設けます。	環境政策課
	CSRの後押し	●金融機関と連携して、事業者のCSR活動などの取り組みを後押しします。	環境政策課
	みどりの人材支援プロジェクト事業	●みどりを活用した市民協働によるまちづくりの担い手を支援します。	緑政課
ボランティア育成	花や緑に関連するボランティア支援	●市街地の花壇や樹林に関するボランティアの活動を支援します。	緑政課
	公園愛護会による公園管理	●市民協働による公園管理を進め、公園に対する市民の愛着心を育み、公園の魅力を向上させます。	公園管理事務所
河川愛護活動	河川愛護活動などの支援	●河川の草刈、清掃及び河川愛護の啓発などの活動を行っている河川愛護団体へ、様々な制度を通じて、支援を行います。今後も市民協働を推進し、良好な河川環境を維持していきます。	河川課
就農者・就林者支援	農業・林業の担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者の育成や、法人化への支援、新規就農者の育成・確保などを実施して、農業を支える軸となる担い手の育成を図ります。 ●ユニバーサル農業の推進を図り、農業に従事する多様な担い手を育成します。 ●林業事業体と森林所有者間の経営委託、販売契約などの締結を進めるとともに計画的な木材生産を行い、林業技術員の雇用の確保、技術の習得、定着化を図っていきます。 	農業水産課 農業振興課 林業振興課
海洋プラスチックごみ対策	海洋プラスチックごみの対策（生物への影響）	<ul style="list-style-type: none"> ●遠州灘海岸等でのクリーン作戦を行いプラスチックごみの海洋流出を防止するとともに、流出により生じる海洋汚染などの問題について、市民への啓発を行います。 ●市民の自発的な海岸等の清掃を促進するため、ボランティアへの清掃物品の提供、情報発信の支援を行います。 	環境政策課

項目	事業名	事業内容	担当課
	はままつ脱プラスチック推進事業者登録制度	●プラスチックごみの排出抑制と資源循環意識の醸成のため、登録業者と連携して啓発を行います。	ごみ減量推進課

●取り組み方針5 生物多様性に関わる情報の収集・蓄積・活用

項目	事業名	事業内容	担当課
モニタリング	生物多様性モニタリングの実施	●動植物のモニタリング方法、種類、活用方法等を見直し、市域の自然環境を把握するため、継続的な調査を行います。	環境政策課
	保護地域のモニタリングの実施	●自然共生サイト登録地について、定期的なモニタリング調査を実施します。	環境政策課 関係課
生きもの調査	市民参加による生きもの調査の実施	●生物多様性モニタリングの一部として、市民参加による生きもの調査を市民・市民活動団体などの協力を得て実施します。	環境政策課
生物多様性データベース	生物多様性データベースの更新・運用	●市内の動植物情報を収集・整理した生物多様性データベースに生物多様性モニタリング調査で得た情報や、市域内で実施される環境影響評価条例による調査資料、その他文献資料等を追加し蓄積していきます。 ●これらの蓄積した情報を環境配慮指針に利用し、市や事業者が実施する事業に効果的に活用していきます。	環境政策課

基本方針 3 生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくり

●取り組み方針 6 地域の生態系を支える人づくり

項目	事業名	事業内容	担当課
担い手づくり	環境学習指導者登録・派遣制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●環境学習指導者養成講座を開催し、環境教育の担い手を養成します。 ●フォローアップ講座を開催し、環境学習指導者の自然環境に関する知識を向上させるとともに、指導者同士の交流を深めます。 	環境政策課
環境に配慮した行動	環境に配慮した商品の普及・啓発	●グリーン購入やFSC認証材など、環境に配慮した商品についての普及・啓発を行い、市民の環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進していきます。	全ての課

●取り組み方針 7 自然とのふれあいの機会の創出、自ら行動する市民の育成

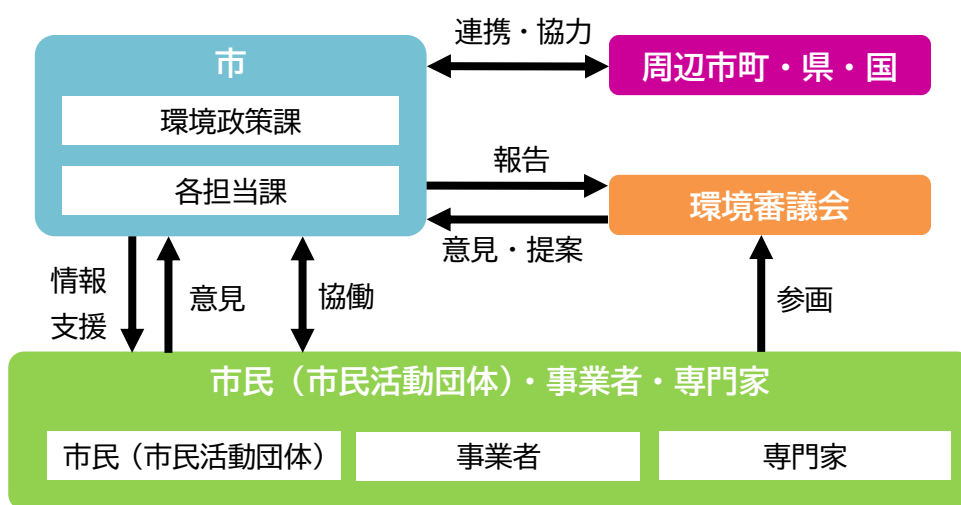
項目	事業名	事業内容	担当課
教育・講座・イベント	移動環境教室開催事業	●保育園・幼稚園・小中学校において、市職員や環境学習指導者が講師となり、Eスイッチプログラムをはじめとする環境に関する体験型授業を実施します。	環境政策課 教育委員会指導課
	ESDプログラムの推進	●「浜名湖」「食」といった身近なテーマを題材とした、ESD（＝持続可能な開発のための教育）モデルプログラムを活用し、自ら活動できる人材の育成を図ります。	環境政策課
	出前講座「森はみんなの宝物」の開催	●学校や地域、企業に出向いて、森林の大切な働きや林業について学ぶ体験型講座を実施します。講座の企画・運営は林業者からなる市民活動団体と協働します。	林業振興課
	いのちの教育事業の開催	●来園者が普段みられない動物たちの生態映像を素材にして「いのちのすばらしさ、大切さ」を伝える教室を引き続き行っていきます。	動物園 動物愛護教育センター
	かわな野外活動センターでの自然体験活動	●小中学校の林間学校や家族で参加できるファミリーキャンプ、自然観察会、天体観望会、ネイチャークラフトなどの体験教室など各種のイベントや講座を開催します。	教育委員会指導課
地産地消・食育	地産地消・食育の推進	●安心・安全で環境にやさしい農水産物の供給のため、市域における地産地消を推進していきます。また、「健康はままつ21」に基づき、家庭・学校・地域が連携して、食育と地産地消を推進します。	農業水産課 健康増進課 教育委員会健康安全課
市内間交流事業	中山間地域と都市との交流	●中山間地域と都市部の交流促進を図り、市民の中山間地域に対する関心を高めます。	市民協働・地域政策課
森林・林業普及啓発	森林啓発・林業振興強化支援	●市民の森林・林業に対する理解増進を目的に、啓発事業を進めます。	林業振興課
グリーン・ツーリズム	都市と農山漁村との交流促進	●農林水産業と地域の観光産業の融合により、自然、文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。	農業水産課

第4章 戦略の推進体制と進行管理

第1節 推進体制・進行管理

●各主体の協働による戦略の推進

本戦略は、市民・事業者・市民活動団体・専門家・市の各主体との連携・協働により推進していきます。

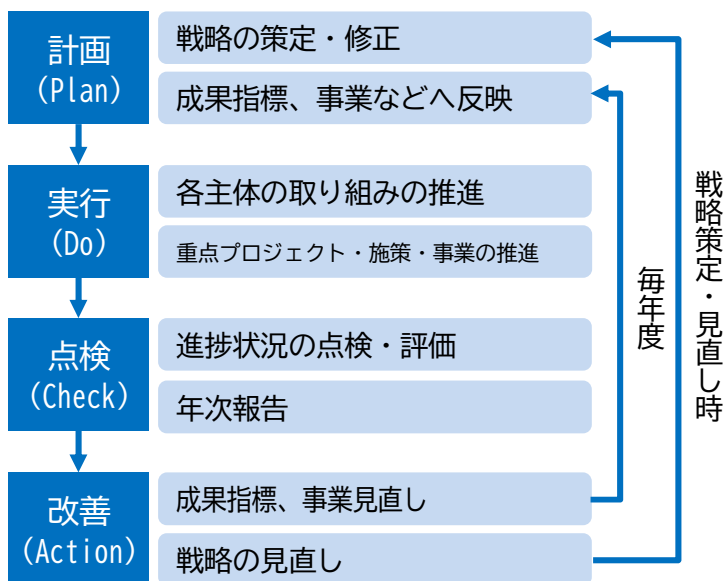


戦略の推進体制

●PDCAサイクルによる進行管理

本戦略は、PDCA サイクルで進行管理します。具体的には、各担当課が施策・事業を執行し、毎年度実施状況を点検・評価しながら、見直しを行います。

点検・評価にあたっては、環境審議会に報告し意見をいただき、市のホームページで公表していきます。



PDCA サイクルによる進行管理

第2節 状況確認

●指標による状況把握

本戦略の生物多様性の状況を確認するための成果指標と、確認指標を示します。
 成果指標の目標年度は2033年度とし、2028年度に中間の見直しを実施します。

基本方針	取り組み方針	確認指標			成果指標 現状値（2022年度） 目標値（2033年度）
		指標	現状値 （2022年度）	担当課	
基本方針1 多様な生物のすみかの保全と回復	方針1 生物の生息・生育場所の保全	クリハラリス推定生息数	5,000頭	環境政策課	保護地域及び自然共生サイトの面積 現状値：53,551ha 目標値：53,700ha （+149ha）
	方針2 持続可能な農林水産業の促進と緑地・里地里山の保全	環境境保全型農業直接支払交付金の対象面積	8,885a	農業振興課	
		FSC森林認証面積	49,538ha	林業振興課	
方針3 自然環境の保全と自然を活用した解決策の推進	自然共生サイト累計登録数	0地点	環境政策課		
基本方針2 生物多様性を守るしくみづくり	方針4 様々な主体との円滑な連携、活動支援	Eスイッチネットワーク登録団体数	40団体	環境政策課	環境保全活動に参加した市民の割合 現状値：19.7% 目標値：30.0% （+10.3%）
		市が実施する交流事業の年間開催回数	36回	市民協働・地域政策課	
		市民協働による緑地保全活動の年間参加人数	2,094人	緑政課	
	方針5 生物多様性に関する情報の収集・蓄積・活用	市民参加型生物調査の年間開催回数	1回	環境政策課	
基本方針3 生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくり	方針6 地域の生態系を支える人づくり	環境学習指導者養成講座による人材育成人数（累計）	92人	環境政策課	環境学習会に参加した市民の人数 現状値：10,272人 目標値：14,000人 （+36.3%）
		浜松市みどりの人材支援プロジェクト年間参加人数	57人	緑政課	
	方針7 自然とのふれあいの機会の創出、自ら行動する市民の育成	Eスイッチプログラム年間受講者数	5,872人	環境政策課	
		森林・林業体験活動への年間参加人数	1,994人	林業振興課	
		年間農林漁業体験プログラム数	96件	農業水産課	
		農村漁家民宿年間泊者数	446人	農業水産課	

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	生物多様性はままつ戦略 2024 (案)
意見募集期間	令和5年11月15日(水)～令和5年12月14日(木)
意見欄	

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 環境政策課あて

住所 : 〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

FAX : 050-3606-4345

E-mail : kankyoushou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市